

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市重要文化的景観整備事業
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡市の重要文化的景観を保存するため、その重要な構成要素の修理及び修景の工事等に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	重要文化的景観の選定区域における物件の所有者及び監理者または重要文化的景観の保存を目的とする非営利団体
補助対象経費	外部工事、構造耐力上必要な工事
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限額700万～900万 ただし、文化庁との協議で上限を超える場合がある。
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 文化財保護の観点から、小規模事業であっても高い効果が見込まれる場合があるため、補助額の下限は設けておらず、今後も下限を設定をしない。
補助率等	7/10～9/10
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 現行の補助率は1/2を超えているが、補助額の内訳は国1/2、県1/4、市1/4であり、市の実質的な補助率1/2を下回っていることから、市の経費負担を抑制するため、引き続き国県等の特定財源が見込める本事業を継続する。
選定基準	数値化
数値目標等	事業採択件数5件
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 重要文化的景観の歴史的建造物や景観の適切な保存と、文化財保護に対する市民意識の醸成を図ることが事業の目的であるため、費用の数値化は困難である。なお、事業の二義的効果として、地域の住環境の維持や工事請負業者等に対する経済効果も期待される。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業の実施については、重要な構成要素となる物件の所有者等へのみ情報提供を行い、佐渡市が事前協議の上実施することとするため、一般への募集はしない。成果等の情報については、個人情報に係るため、所有者等の同意が得られた場合のみ公表
事業担当（担当部署）	佐渡市世界遺産推進課 調査係
事業担当（電話番号）	0259-74-2215